

こども・子育て支援会議運営要綱の改正について

1 こども・子育て支援会議運営要綱を次のとおり改正する。

別紙「こども・子育て支援会議運営要綱別表の改正案」のとおり

2 改正理由

こども・子育て支援会議運営要綱における「認可・確認部会（第1～3部会）」において児童福祉審議会運営要綱に対して受けた監査指摘(※)と同様の課題があることから、所掌事務の明確化を行うために要綱の改正をする（詳細については「別紙 こども・子育て支援会議運営要綱の改正 ～部会の名称、部会数及び所掌事項の改正～」参照）。

なお、認定こども園に移行を希望する保育所等が近年増加していることから、「認定こども園運営予定者審査部会」については、4部会制とする。

※児童福祉審議会運営要綱において、部会における所掌事項及び部会の名称について、「保育事業認可前審査第1～8部会」において、「保育事業認可部会」と一連の事務であり「許可認可事務」を実施しているように見えるのではないかと監査指摘があった。

3 施行日

令和7年5月23日

<参考条文>

子ども・子育て支援法第31条第2項